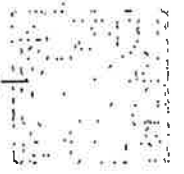




守こ施第 826 号
令和 5 年 12 月 8 日

社会福祉法人白鳩会
代表者 様

守口市長 瀬野 憲一



実地指導の実施について（通知）

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 14 条及び法第 30 条の 3 に
おいて準用する法第 14 条に基づき、下記のとおり実地指導を行いますので通
知します。

実地指導に際しては、事前に提出していただく資料、指導当日に準備してい
ただく書類がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、指導当日における職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

記

1 目的

特定教育・保育施設等の確認基準、特定教育・保育等の提供、施設・事業
所の運営に関する基準及び施設型給付費等の請求等に関する事項について、
周知徹底及び過誤・不正の防止を図るため指導等を実施することにより、特
定教育・保育施設等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図る
ことを目的とする。

2 対象施設等

ゆずり葉こども園

3 日時及び場所

日時：令和 6 年 2 月 15 日（木）午後 1 時 30 分から

場所：守口市藤田町 4-27-21

4 担当職員

守口市こども部こども施設課職員

5 事前に提出する資料及び提出期限

別添「保育所実地指導 事前提出書類一覧」のとおり

※提出期限 令和 6 年 2 月 8 日（木）

6 当日に準備すべき書類

別添「保育所実地指導 当日準備書類一覧」のとおり

【問い合わせ先】

守口市こども部こども施設課 内藤

住 所：守口市京阪本通 2-5-5

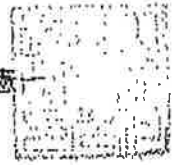
電 話：06-6992-1658

メール：Mori_hoiku@city-moriguchi-osaka.jp

守こ施第 1078 号
令和 6 年 2 月 20 日

社会福祉法人 白鳩会
代表者 様

守口市長 瀬野 憲一



実地指導の結果について (通知)

令和 6 年 2 月 15 日に実施した子ども・子育て支援法第 14 条及び法第 30 条の 3 において準用する法第 14 条に基づく実地指導の結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 施設名称
ゆずり葉こども園
- 2 指導事項
別紙指導事項一覧のとおり
- 3 改善報告書の提出について
別紙指導事項一覧で指導した内容について、具体的に改善を行うとともに、その結果を別添「改善報告書」に記載の上、守口市こども部こども施設課に提出してください。
- 4 改善報告書の提出期限
令和 6 年 3 月 19 日 (火)
- 5 提出方法
下記担当あてに電子メールで提出してください。

守口市こども部こども施設課
担 当 : 内藤・松宮
電 話 : 06-6992-1658
メール : Mori_hoiku@city-moriguchi-osaka.jp

指導事項一覧

< 指導事項 >

- (1) 基準条例第12条に規定する「施設型給付費等の額に係る通知等」について、実施すること。
※施設型給付費等の額は、各支給認定保護者に対して、個別に通知しなければならないものではなく、園だより等を活用して、一括して通知を行うことも可能であること。
また、年度途中で公定価格の改定等が行われることも踏まえ、3月頃に当該年度分を概算で通知することや、施設型給付費等の額が確定した次年度に通知する等の対応も可能であること。

- (2) 基準条例第21条に規定する「特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項の掲示」について、施設の見やすい場所に、「第18条に規定する規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項」を掲示すること。
※重要事項（重要事項説明書）を施設の見えやすい場所に掲示すること。

改善報告書

施設等の名称：ゆずり葉こども園

施設等の類型：幼保連携型認定こども園

番号	指導事項	指導に対して措置した事項
(1)	基準条例第12条に規定する「施設型給付費等の額に係る通知等」について、実施すること。	毎月発行している「ゆずり葉だより」の令和6年度4月号に令和5年度施設型給付費の年間合計額を保護者に向けて記載します。
(2)	基準条例第21条に規定する「特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項の掲示」について、施設の見やすい場所に、「第18条に規定する規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項」を掲示すること。	園内の掲示板に重要事項説明書を吊り下げておき、園見学や他の利用者がこられた時にいつでも見れるようにします。

○守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

平成26年10月3日条例第16号

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第12条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領をしない特定教育・保育に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を、教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

(特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項の揭示)

第21条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、第18条に規定する規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項を揭示しなければならない。